

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 土 屋 晴 巳

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年12月15日に議長及び市長に提出し、令和2年12月18日に議会報告されています。）

1 監査の対象

熊毛総合支所

地域政策課、市民福祉課、産業土木課

教育委員会事務局熊毛総合出張所

2 監査の範囲

令和2年4月（一部平成31年4月）から令和2年8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年10月16日から令和2年12月15日まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

イ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。また、歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合、所定の告示及び公表を行っているか。

ウ 内部統制が有効に機能しているか。

エ 各部局間の連携、整合性がとれているか。

(2) 収入事務

ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。

イ 調定漏れはないか。

ウ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。

エ 納期限の設定は適切か。

オ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

カ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

イ タクシー券、鉄道回数券等及び切手、印紙等の使用及び保管管理が適正に行われているか。

ウ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

(4) 契約事務

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

ウ 予算の配当額を超える契約及び配当前における契約はないか。

エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

カ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評

の際に、文書で指導した。

熊毛総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア 使用料の徴収事務委託について、会計事務規則に基づいた手順がされていないものがあった。

イ 使用料について、会計事務規則に基づく収納事務が滞っていたものがあった。

(2) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に契約が締結されているものがあった。

市民福祉課

(1) 支出事務

ア 切手の管理について、受払簿と一致していないものがあった。

産業土木課

(1) 契約事務

ア 有料公園の管理業務について、会計事務規則に基づく収納業務が実施されていないものがあった。

教育委員会事務局熊毛総合出張所

(1) 支出事務

ア 補助金について、補助金等交付規則に基づく交付事務が行われていないものがあった。